

## 五條文化博物館収蔵の資料閲覧・利用の流れ

■ 閲覧希望者の流れ  
■ 文化財課の流れ

文化財課文化財保存係（☎0747-24-2011）へ連絡、閲覧日程などの調整



「特別利用許可申請書」に必要事項を記入の上、文化財課文化財保存係に持参もしくは郵送



課内での手続き、「特別利用許可書」を閲覧希望者へ送付  
寄託資料については、寄託者の承諾を得る



博物館内で資料の閲覧、撮影など



文化財課へ論文の抜刷など成果物の納入、献本など

五條市教育委員会事務局 文化財課文化財保存係

〒637-0091

奈良県五條市北山町 930 番地の 2 (五條文化博物館内)

電話 0747-24-2011 FAX 0747-24-2010